

(1面)

景観計画区域内における行為の変更届出書

越谷市長 宛

届出者 住 所

氏 名

連絡先 ()

法人その他の団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

景観法第16条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

景観計画区域内における行為の届出書届出年月日	年 月 日			
行為の場所	区域の別	景観計画区域	<input type="checkbox"/> 一般地域	<input type="checkbox"/> 田園・集落ゾーン <input type="checkbox"/> 住宅地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 商業・業務地景観ゾーン <input type="checkbox"/> 工業・流通業務地景観ゾーン
			<input type="checkbox"/> 特定地区	<input type="checkbox"/> 元荒川沿川特定地区 <input type="checkbox"/> 越谷レイクタウン特定地区 <input type="checkbox"/> 旧日光街道沿道特定地区 <input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/> 景観まちづくり地区	
	地名地番	越谷市		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 物件の堆積			
設計又は施工方法の変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更理由				
事前協議済証 (※)	越都計景協第 号(交付日 年 月 日)			
	<input type="checkbox"/> 無(越谷市景観条例施行規則第3条に定める事前協議を要しない行為)			

※ 本届出における行為の内容は、上記事前協議済証の交付を受けた事前協議の内容と相違ありません。(越谷市景観条例施行規則第6条第3項の規定により、当該事前協議で提出した図書と同一の図書の添付を省略することができます。)

景観形成基準対応事項

行為の種類	内 容	対 応 事 項
開 発 行 為	周辺の樹木の保全・活用について	
	緑化について	
	柵、塀、擁壁等について	
土地の形質の変更	周辺の樹木の保全・活用について	
	緑化について	
	舗装の工夫、柵・塀等による遮へいについて	
	夜間照明について	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	出入口の幅について	
	堆積の高さについて	
	外周の緑化及び柵、塀等の周辺の景観との調和について	